

都道府県が行う建設事業等に係る都市負担金に関する実態調査結果（概要）

平成 21 年 7 月
全国市長会

1. 実態調査対象都市

地方交付税専門 WG 参画都市（18 市）

室蘭市、千歳市、八戸市、秋田市、須賀川市、長野市、川口市、高崎市、甲府市、岐阜市、高山市、橿原市、西宮市、伊丹市、川西市、松山市、高知市、枕崎市

2. 調査項目

平成 19 年度において上記の都市が負担した次の負担金

- (1) 都道府県事業に対する負担金
- (2) 国直轄事業に係る都道府県負担金の一部として都道府県から求められた負担金
- (3) 国から直接負担を求められた国直轄事業負担金

3. アンケート調査期間

平成 21 年 4 月 8 日～平成 21 年 4 月 22 日

※都道府県事業に対する負担金の一部については追加調査を実施した。

（追加調査期間：平成 21 年 6 月 15 日～平成 21 年 6 月 22 日）

4. 回収状況 18 市（回収率 100%）

5. 調査の結果

- (1) 都道府県事業に対する都市負担金 …………… 2
（該当市、協議方法・内容、負担金積算内訳、受益とのバランス、意見等）
- (2) 国直轄事業に係る都道府県負担金の一部として
都道府県から求められた負担金 …………… 6
（該当市、協議方法・内容、負担金積算内訳、受益とのバランス、意見等）
- (3) 国から直接負担を求められた国直轄事業負担金 …………… 8
（該当市、協議方法・内容、負担金積算内訳、意見等）
- (4) 共通事項 …………… 9

1. 都道府県事業に対する都市負担金

- ・負担金決定に際して、県との間で事前協議は行われるが、書類送付や口頭による一方的な通告を「協議」としている例が多く、都市の意向が反映される仕組みとはなっていない。
- ・都道府県事業に対する負担割合は、県により、また事業により様々。
- ・負担金の詳細な積算内訳が示される事業は少なく、特に、事務費の積算内訳が示されることは、ほとんどない。
- ・負担の対象は、事業の実施に直接関わる経費に限り、間接的な経費は対象外とすべきとの意見が多い。
- ・負担金の積算内訳の開示については、平成21年4月以降において、一部の県の一部の事業で改善がみられるものの、その多くは改善されていない。
- ・負担金が受益の限度に見合うか否かの見解は、事業によって様々。

(1) 該当市 15 都市

(2) 協議方法・内容

- ・15 都市とも都道府県との事前協議は、予算編成に連動して行われている場合が多いが、協議時期は様々。
- ・その協議方法は書類送付や口頭による一方的な通告を「協議」としている例が多く、都市の意向が反映される仕組みとなっていないとする回答が多い。
- ・事業によっては、事業計画、所要額についての対面協議、中長期計画や協定書等で事前に負担金額が分かる場合もある。

(主な回答)

- ・負担割合については文書、その他は口頭で行われるが、市の意見はあまり反映されない。(土地改良事業)
- ・事業内容及び事業費(建設)、口頭及び文書による協議。(農政)
- ・所要額及び事業明細に関する書類が送付されてくるだけであったり、年度末に事業費が確定した時点で一方的に通告される。(土地改良事業)
- ・積算額についての書類とこれにつき協議する旨の文書が送付されてくる。この協議に対して、文書で了承した旨の回答を行う。(街路事業)
- ・総事業費に対する3市町の負担割合は3市町間で協議したが、一方的な通告だった。(土地改良事業)

- ・ 区間・事業費・事業内容等の資料が送付されてくる。(街路事業、急傾斜地崩壊対策事業)
- ・ 事業ごとの金額を記載した書類のみで、市の意見が反映されるような協議ではない。(立体交差事業)
- ・ 事業計画、所要額の説明を受ける。(道路整備事業)
- ・ 事業計画を踏まえ、実施内容、予算額について調整。(道路整備事業)
- ・ 県と鉄道会社と市とで「基本協定書」、県と市で「確認書」を締結、正式には県から実施年度の8月頃、事業費、負担額、負担率等について照会。(都市計画事業)
- ・ 中長期計画どおり市が負担できるか確認がなされる。(街路事業)

(3) 負担金

①都道府県事業に対する負担率（事業費に対する市負担金の割合）について

- ・ 都道府県が都市に負担を求める事業の負担割合は都道府県により、また公共、単独など事業により様々。
- ・ 都道府県によっては、負担を求めない事業がある。

②負担金の積算内訳について

- ・ 総事業費については示されているが、その積算内訳については、大半の市で示されていない。
- ・ 工事費（本工事費、用地及び補償費等）の積算内訳は、一部の事業を除き、示されていない。
- ・ 事務費（給与費、旅費等）の詳細な積算内訳は示されていない。

③負担金の対象として相応しくないとされる経費項目

- ・ 事業により積算内訳及び使途実績が示されていないので判断できないが、次のような意見が多い。
- ・ 負担の対象は、事業の実施に直接関わる経費に限り、間接的な経費は対象外とすること。
- ・ 補助事業で認められていない「退職手当」、「事務所移転費用」等は対象外とすること。
- ・ 補助事業と同様に事務費の制限率を設けること。

(主な回答)

- ・ 事業により積算内訳及び使途実績が示されていないため判断できない。
- ・ 負担金の対象とするべき工事費及び事務費の範囲は、事業の実施に直接関わる経費に限り、間接的な経費は対象外とすること。
- ・ 事業に直接関係のない経費（退職金・共済費・時間外手当以外の手当などの人件費、施設の管理経費、リース代等）は、負担すべきでない。
- ・ 補助事業と同様に事務費の制限率を設定すること。
- ・ 国庫補助・地方債の対象として認められないものについては、市町村に対しても、その負担を求めるべきではない（例：事務所移転費用、退職手当負担金、共済組合負担金（事業主負担分））

④平成 21 年 4 月以降、都道府県事業負担金について、改善がみられた点

- ・ ほとんどの都道府県で改善の動きはないが、一部では積算内訳の開示がなされたところもある。

(主な回答)

- ・ 負担金の積算内訳について、平成 21 年度から、予算要望時、決算見込み額の報告及び負担金の請求時において、統一した新様式を各市町村に提出し、その際、詳細説明がされることになった。（街路、急傾斜地崩壊対策）
- ・ 平成 21 年度については、県から負担金についての説明会が開催され、その中で、新たに事務費のうち人件費についても示すことが提示された。（都市政策）

⑤負担金支出の実質的な決定について

- ・ 負担金の支出の決定は、事業部局と財政部局で協議し、予算査定の中で決定している。

(4) 受益と負担のバランス

- ・ 受益に見合うとする市がある反面、受益より過大、事業部局により見解が異なると回答した市もある。
- ・ 受益に見合うと回答した市でも「定量的な解析ができないので判断が困難」、「積算内訳が示されないので検証できない」と回答している。

(5) 意見等

- ・ 都道府県と都市間の事務、権限、財源の移譲・整理を進め、役割を明確にすることで、都道府県事業負担金制度の廃止、都道府県の全額負担とすることなど、負担金制度の在り方を含め、制度見直しを求める意見がある。
- ・ 広域的な観点から、受益が広範にわたる土地改良事業などの都道府県事業は必要とし、一定の負担も仕方ないとする意見もある。
- ・ 都道府県からの情報提供の早期化や積算内訳、負担金の根拠となる資料の明示、都市の意向が反映される実質的協議の実施を求める意見が多い。

2. 国直轄事業に係る都道府県負担金の一部として都道府県から負担を求められた負担金

- ・負担金決定に際して、県との事前協議は、ほとんど形式的。都市の意向が反映される場合は少ない。
- ・負担割合は、都道府県により、また事業により様々。
- ・負担金の詳細な積算内訳が示される事業は、ほとんどない。

(1) 該当市 5都市（港湾、空港、土地改良）

(2) 協議

- ・5都市とも都道府県からの協議時期は、事業により様々。

都道府県との事前協議はあるが、一方的な書類送付や説明会のみであるなど、都市の意見が反映されるような協議となっていない。

(主な回答)

- ・事業年度に協議。(空港)
- ・書面送付による形式的な協議。(空港)
- ・事業ごとの金額を記載した書類のみで、市の意見が反映されるような協議ではない。(土地改良)
- ・事業前に市町村に対する説明会があっただけ。(土地改良)
- ・事前に国へ事業内容を問い合わせることにより対応。(空港・港湾)
- ・予算編成時期に協議。(港湾)
- ・事業完了年度の翌年度から償還することとなっているが、事業開始前に負担割合について協議。(土地改良)
- ・所要額の報告を受けたうえで協議。(港湾)
- ・当初協議後、変更があれば変更協議も行う。(空港)

(3) 負担金

- ・大まかな費目別金額が記載されているだけで、積算内訳や工事箇所図面などは示されない。

(4) 受益と負担のバランス

- ・負担はやむを得ないとしつつ、負担額軽減を要望している。
- ・事業内容の詳細が不明のため、負担金が受益に見合うか不明とする意見もある。

(5) 該当市からの意見等

- ・ 都道府県からの情報提供の時期の早期化や、実質的な協議の実施を求める意見がある。
- ・ 国直轄事業として存在意義はあるが、制度の趣旨から、本来、必要な事業費は国が全額負担すべきとの意見もある。

3. 国から直接負担を求められた国直轄事業負担金

- ・ 該当市が1市あり、負担金決定に際して国と協議する機会はあるが、工種別の積算内訳が示されることはない。

- (1) 該当市 1市（港湾）
- (2) 協議
- | | |
|------|------------|
| 協議時期 | 事業年度開始の1年前 |
| 協議窓口 | 港湾部 |

- (3) 負担金
- ・ 個所別の負担額は示されるが、工種別の内訳は不明。
 - ・ 負担金支出は、港湾部と財政課で協議し、決定。

(4) 該当市からの意見等

- ・ 港湾整備を市で実施するには、技術的な面で難しい場合もあり国直轄で行うことで、市も恩恵を受けている。
- ・ 事業の詳細が示されないので、透明性を高める必要がある。
- ・ 市の財政状況も厳しいので、財政事情に応じた負担のあり方を検討して欲しい。

4. 共通事項

(1) 都道府県事業負担金等に関してこれまで都道府県に要望した事項

- ・ 事業計画、事業決定、事業実施に都市の意向が反映される実質的な協議の実施。
- ・ 都市の財政状況を勘案した都道府県事業負担金の廃止又は負担軽減
- ・ 予算措置に支障を来さない早期の情報提供。
- ・ 中長期にわたる整備計画の提示。

(主な回答)

- ・ 協議方法等の改善について要請し、通知行為が協議対応となり、一定の改善は見られているが、予算措置のための情報提供の時期が遅く具体的内容も示されないため、早急な対応を要望。
- ・ 市の意向も勘案して、整備路線を決めること。
- ・ 当初負担金の提示、負担額の変更に当たってはその根拠を明確にすること。
- ・ 今後、数年間にわたる整備計画を示すこと（予算平準化の観点）。
- ・ 負担金事業全体の内訳及び財源、繰越状況などに関する情報の開示、説明を要請。
- ・ 県営工事負担金の廃止も含めた見直し。
- ・ 負担割合の変更（当面の負担軽減策等）。

(2) 都道府県事業負担金等に関して、都道府県において改善すべき点

- ・ 都道府県事業負担金制度の廃止も含めた見直し。
- ・ 負担割合の軽減。
- ・ 都市の意向を踏まえた事業計画の決定及び事前協議の実質化。
- ・ 積算内訳、負担金の根拠となる資料の明示。

(主な回答)

- ・ 制度そのものの見直し。
- ・ 県道であっても交差点部分以外の連続照明については、事実上建設、維持管理ともに市の負担となっているので、県主体の事業範囲、維持管理区分について見直すべき。
- ・ 国土保全の観点から、国が行うべき事業については、都市の負担は将来的に廃止すべき。
- ・ 負担割合の軽減。
- ・ 適切な予算確保及び執行の観点からも、金額面及び手続き面において、地方

への早期かつ明確な内容による協議の実施。

- ・ 負担金の一方的な押し付けは止めるべきである。
- ・ 都道府県事業に対する市町村の負担割合については、意見聴取はあるものの、都道府県の条例により規定されるため、市町村の意見が十分に反映されず、近年、市町村の負担が大きくなる傾向にあることから、十分に意見交換のできる場を提供すべき。
- ・ 都道府県事業負担金に対し、負担金の根拠となる資料(契約状況・控除財源等)を提供すべき。
- ・ 執行時の詳細の分かる資料提供に努め、市町村でチェックが働くようにすること。

(3) 今後における都道府県事業等負担金制度のあり方に対する考え方

国・県・都市との役割分担の基本に沿った制度の廃止を含めた見直しを求める意見。

- ・ 国・県の施設は広域的な位置づけであり、負担金は廃止・軽減を含めた見直しを行うべき。
- ・ 制度自体の廃止を含めた見直しを市町村の意見を聞きながら進めるべき。
- ・ 事業実施にあたっては事前協議を十分に行うとともに、負担金そのものの見直しについても検討する必要がある。
- ・ 事業の広域性や、地域間における税財源の偏在を踏まえた制度を、地方分権改革の議論の過程で検討するべきであり、国・県・市間の役割分担を明確にすることが、負担金の存廃を論ずる前提となるのではないか。
- ・ 複数府県にまたがるような事業については、国直轄事業としての存在意義は大きく、今後もその必要性については十分認識しているが、国が管理している道路等の整備については、その実情は市町村によって様々であり、また、財政事情も違うことから、財源とともに、事業を地方に移譲することが必要ではないか。
- ・ 市の国直轄事業・都道府県事業に対する必要性を考慮し廃止するか継続するか判断すべき。
- ・ 負担金の内容により廃止かどうか判断する必要がある。
- ・ 農業農村整備事業は、国の施策として、食料・農業・農村基本法第 24 条や第 34 条の 2 に基づき、国民に対する食料供給基盤、農村の生活環境基盤、農地の防災や災害復旧による国土保全という農村地域全体の社会資本整備を担う公共事業として実施するものであることから、国直轄事業が原則であると考えている。

負担率等の根拠、積算内訳、事業内容等について納得できる協議と都市の意向が反映される実質的な協議の実施を求める意見。

- ・ 事業費については県が決定し、市には裁量がほとんどなく、財政状況が厳しい中、負担金の負担感が高まっていることから、事業費の決定にあたってはその内容、積算等、丁寧な説明を求める。
- ・ 事業の円滑な推進のためには、ある程度の負担はやむを得ないものと考えますが、その負担率等の根拠等について納得できる協議が必要。
- ・ 適切に事前協議を行い、市町村の意見が反映され、住民・議会のチェックが働くようにすべき。
- ・ 第一義的には事前協議制度の導入が重要。

一部には、基本的には事業主体の全額負担で行うべきとしつつも、受益の範囲内において一部負担することはやむを得ないとする意見や一定の事業進捗を確保する中で負担軽減を考慮すべき等との意見。

- ・ 基本的には事業主体の全額負担で行っていただきたいが、受益の範囲内において一部負担することはやむを得ない。
- ・ インフラ整備の公平な促進を図る上で、負担金は必要であると考えますが、一定の事業進捗を確保した中で、負担割合の軽減について考慮すべき。
- ・ 地域毎、事業毎に様々な事情があり、廃止ありきで議論すべきでない面もある。
- ・ 受益の限度に応じて負担することは、やむを得ないものとする。
- ・ 負担する事業の性質により判断すべきであり、事業内容や負担額が市の受益に見合うものであれば、維持・存続しても不都合はない。